

入札説明書

広島県警察本部

(令和 8 年度証拠品等解析システム (解析端末等) 一式賃貸借)

広島県警察本部公告第 192 号（令和 8 年 8 月 10 日付け）で公告した一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達内容

- (1) 借入物品及び数量
令和 8 年度証拠品等解析システム（解析端末等） 一式
- (2) 借入物品の特質等
別紙 1「令和 8 年度証拠品等解析システム（解析端末等）調達仕様書」のとおり
- (3) 借入期間
令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 納入場所
別紙 1「令和 8 年度証拠品等解析システム（解析端末等）調達仕様書」のとおり
- (5) 入札方法
月額賃借料で入札に付する。
なお、入札書は別紙 2「入札書」を使用すること。
- (6) 入札書の記載方法及び記載例
 - ア 記載方法
入札書には機器価格、導入経費、保守料等の一切の経費を含めた額を記載すること。また、落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。
 - イ 記載例
別紙 3 のとおり
- (7) 入札条件及び禁止事項
入札書の裏面に記載のとおり
- (8) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号
広島県警察本部総務部会計課用度第二係
電話（082）228-0110（内線 2217）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加するものに必要な資格等）によって「04 A 情報通信機器」及び「20 C 情報通信・電気機器」の資格を認定されている者であること。ただし、二者で入札に参加する場合は、販売業者にあつては「04 A 情報通信機器」、リース業者にあつては「20 C 情報通信・電気機器」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記 2 (2) の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 28 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受付をする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国貨幣をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館 1 階）

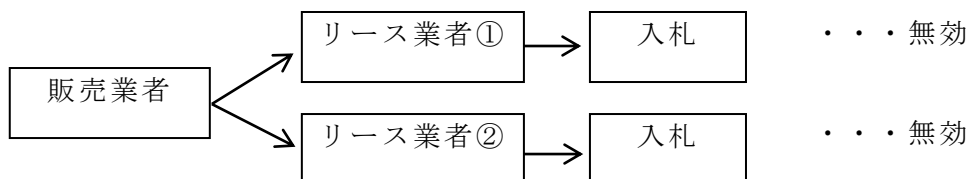
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札参加条件

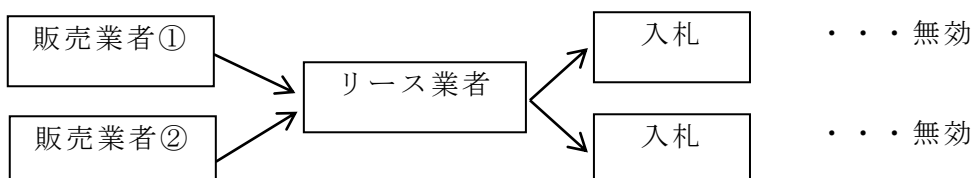
(1) 販売業者は、前記 2 の資格を有するものであること。

また、販売業者においてリース業ができない場合は、前記 2 の資格を有するリース業者と連名で入札すること。ただし、次の(ア)及び(イ)については、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 21 条第 4 号により無効となるので、注意すること。

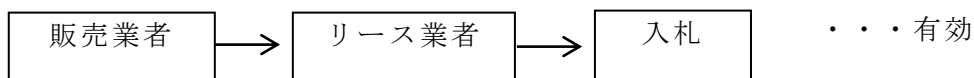
(ア) 販売業者 1 者が、2 者以上のリース業者と連名で入札を行った場合



(イ) リース業者 1 者が、2 者以上の販売業者と連名で入札を行った場合



(ウ)



(2) 借入物件に係るアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていること。

(3) 申請書を提出期限内に提出し、本件入札参加の確認を受けた者であること。

5 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

(1) 入札参加希望者は別紙 4「申請書」及び別紙 5「誓約書」を提出期限内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、別紙 6「規格確認表」に応札しようとする物件の規格等を記載し、確認を受けること。その際、その物品のカタログ等を添付すること。

(2) 申請書の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(3) 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

(4) 申請書の提出は、持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関

する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、期限までに必着することとする。

ア 提出先

上記 1 (8) の場所

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日（金） 午後 5 時

ウ 入札参加資格確認結果の通知

令和 8 年 9 月 7 日（月）までに通知する。

6 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、別紙 7 「仕様書等に対する質問書」を提出すること。

ア 提出先

上記 1 (8) の場所

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 5 時

ウ 質問書の回答

令和 8 年 9 月 11 日（金）までに回答する。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 24 日（木） 午後 5 時

イ 提出先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号
広島県警察本部総務部会計課用度第二係

ウ 入札書の提出方法

封筒に入札件名及び入札日時を記載し、持参又は郵便等により提出すること。
郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し提出しなければならない。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 9 月 25 日（金） 午後 2 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 9 番 42 号
広島県庁舎東館 18 階会議室

8 入札参加者の義務

入札参加者は、入札説明書及び別紙 3 「記載例」を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び別紙 3 「記載例」についての不知又は不明を理由として、入札書提出後に意義を申し立てることはできない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 契約書作成の要否
要

契約条項については別紙 8「契約書（案）」のとおり。

- (4) 電子契約の可否
不可

- (5) 再度入札

再度入札 5 回までとする。（トータル 6 回まで）

再度入札は後日実施するため、別途指示する。

- (6) 入札の無効

広島県警察本部公告第 192 号に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札参加条件を満たさない者による入札その他広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 21 条各号に該当する入札は無効とする。

再度入札の執行において、前回有効な入札の最低入札価格を告げるので、当該最低入札価格未満の額で入札を行うこと。当該最低入札価格以上の入札があった場合、その入札は無効となる。

- (7) 落札者の決定方法

広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (8) 入札の辞退

ア 入札執行前の入札辞退

別紙 9「入札辞退届」を直接持参又は入札の前日までに到達するものに限り郵送等又は電子メールにより提出するものとする。

イ 入札執行中における入札辞退

入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

- (9) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和 9 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

10 問合せ先

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部会計課用度第二係（広島県庁舎東館 15 階）

電話（082）228-0110（内線 2217）

メールアドレス psoyoudo@pref.hiroshima.lg.jp